

日光市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(原案)における  
パブリックコメントの結果について

この計画は、地域における高齢者の実態とサービスの需要を的確に把握するとともに、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、令和3年度から5年度を期間として策定するものです。

今回、寄せられましたご意見を参考にしながら、日光市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。ご協力ありがとうございました。

1 意見募集の実施状況

- (1) 意見の募集期間 令和2年11月20日(金)～令和2年12月21日(月)
- (2) 意見の提出状況 9名(20件)

2 意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	市内で不足していると思うサービスの結果がありますが、自立支援をベースとして必要なものか検討が必要だと思います。	介護保険の理念である「自立支援」を念頭に置き、第4章第1節「介護予防・生活支援の取組強化」の今後の方針4つ目の○に基づき、必要なサービスの創出を進めていきます。 〈該当ページ60頁〉《原案修正 無》
2	地域活動への参加について「参加したいがその場所に行くまでの交通がない」との話を聞いたことがある。参加したい方の自宅まで送迎等があれば高齢者の方々が外に出る機会が増えていく。	参加機会を確保するため、第4章第1節2「介護予防・生活支援サービス事業」における多様なサービスの検討や、参加の移動手段については、第6章第1節9「高齢者の移動支援」での取り組みを進めていきます。 〈該当ページ61頁、83頁〉《原案修正 無》
3	交通事故を回避するため運転免許証を返納することで、希望するクラブ活動に参加する移動手段が断たれてしまう。元気な高齢者が楽しめ、生きがいとなるための場へ出向く交通手段について何かないでしょうか。	

4	<p>「買物弱者、通院、外出弱者」が多くなっています。移送サービス等は非課税世帯が条件となっており、課税の方は利用できません。もっと気軽に出かけられれば閉じこもり予防にもなり、元気でいられるのではないかと思います。低価格(無料ではなく)で利用できる移送サービス等の充実をお願いしたいです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のように修正します。          〈該当ページ83頁〉《原案修正 有》          第6章第1節9「高齢者の移動支援」1つめの■を下記のとおり修正。</p> <p><b>(修正前)</b>公共交通関係部局と連携し、公共交通を始めとして(中段省略) 高齢者に対してその状態にあった移動手段の選択肢の提供を行い、(下段省略)</p>
5	<p>透析が必要な方の自家用車以外の通院手段がない。移送サービス、福祉有償運送、障がいサービスなどの移動手段もあるが、それぞれに制限や料金等の問題がある。自宅で暮らし続けるために通院できる手段を検討してほしい。</p>	<p><b>(修正後)</b>公共交通関係部局や障がい者福祉部局などと連携し、<u>移動手段の確保について研究を進めます。</u>また、公共交通を始めとして(中段省略) 高齢者に対して<u>その状態及びニーズにあった移動手段の選択肢の提供を行い、(下段省略)</u></p>
6	<p>地域ケア会議は、3層構造ということで、第1層が有機的な連携を2・3層と図るとある。地域包括ケアシステム完成のためには行政の調整力・指導力が問われるところであり、もう少し具体的に示すべきではないか。</p>	<p>計画では、第5章第1節「地域のネットワークづくりの推進」今後の方針1つ目の○において“3層構造の地域ケア会議体制における有機的連動を図る”及び同章同節1「地域ケア会議の充実」2つ目の■①において“第1層(市域): 第2層(地域)や 第3層(個別)との有機的な連携を図り”と集約してあります。実際の地域ケア会議の運営においては、ご意見を参考にし、具体的な取組内容や連携体制を整備していきます。          〈該当ページ70頁〉《原案修正 無》</p>

7	<p>「避難行動要支援者支援事業」について、「現状と課題」の中に、自治会未加入者については名簿の提供が自治会の対応だけでは困難な状況であることを把握しながら、『「避難行動要支援者名簿」を作成しています。』とあるのは、矛盾しているように見える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のように修正します。        〈該当ページ71頁〉《原案修正 有》</p> <p>第5章第1節3「避難行動要支援者支援事業」2つめの■のあとに次の■を追加。</p> <p>■自治会未加入者の支援について、全国の先進的な取組を参考に、庁内関係課との連携を図り、支援体制の構築を進めます。</p>
8	<p>地域包括支援センターの周知は住民に加え、病院・施設も含めすすめる必要があると思います。地域でもまだどこに相談すればいいかわからないとの声が聞かれます。</p>	<p>病院・施設も含め、第5章第2節1「地域の総合相談支援体制の充実」2つ目の■のとおり、より一層周知活動を促進していきます。        〈該当ページ73頁〉《原案修正 無》</p>
9	<p>高校生や成人式を迎える若者に対して、高齢者福祉に係る市の施策等を勉強してもらおう事業が行えないでしょうか。高齢者福祉に係る地域の社会資源とその仕組みについて理解を深めておくことでいざ自分の親等を介護する立場に立った時によりスムーズに進められることが期待され、また、声掛け、見守り等の地域の福祉の担い手としての基礎形成になるのではないかと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のように内容を追加します。        〈該当ページ76頁〉《原案修正 有》</p> <p>第5章第3節2福祉教育の充実 1つ目の■のあとに次の■を追加します。</p> <p>■高校生に向けては、県で実施する出前講座などの事業を周知します。また、市でも高齢者福祉・介護保険に関する出前講座等の開催について検討していきます。更に、若年層へ高齢者福祉に関心を持ってもらえるよう、また、将来福祉の担い手となることが選択肢となるよう、関係機関と連携しながら福祉教育の充実を図ります。</p>

<p>10</p>	<p>高齢者の自立した生活が加齢により困難になる事に対し、家族や公的サービスによる支援で補うことで介護予防、要介護状態になることを遅らせることが可能といわれています。しかしながら家族が遠方にいる場合や、限られた職員が増大する高齢者数に対応していくには、遠隔でも状態の確認や相談ができるなど、ICTの活用が近い将来不可欠であると考えます。</p> <p>当市の高齢者福祉施策の中で情報通信技術の導入について、具体的な事業に至らずとも、その検討だけでも計画があれば、若者世代にもより身近に感じられるものになるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のように追加・修正を行います。</p> <p>〈該当ページ80頁・83頁〉《原案修正 有 》</p> <p>第6章第1節の項目10「日常生活用具給付等事業」のあとに「11 ICT(情報通信技術)の利活用」を追加。項目の追加に合わせ、「現状と課題」5つ目の○のあと及び「今後の方針」の4つ目の○のあとにそれぞれ以下のように追加を行います。更には、新設した項目「11 ICT(情報通信技術)の利活用」について■を追加します。</p> <p>「現状と課題」</p> <p>○高齢化が進み、また広大な市域を有するため、ICT(情報通信技術)の有効な利活用により、高齢者が自立した生活を送るための環境づくりが必要です。</p> <p>「今後の方針」</p> <p>○高齢者に対し、ICT(情報通信技術)の利活用について周知を図るとともに、相談業務におけるオンライン導入等について検討を行います。</p> <p>11 ICT(情報通信技術)の利活用</p> <p>■高齢化が進み、広大な市域を有する市では、高齢者の交流、買い物、健康づくり、見守りなどにおいて、距離や時間の制約を超えるICT(情報通信技術)の利活用が有効と考えられます。</p> <p>■高齢者が自立した生活を送るうえで、交流などの活動、買い物などの生活支援、安否確認などの見守りに役立つICTの利活用について、情報化推進関係部局や生涯学習関係部局と連携して研究を進め、利用主体となる高齢者に対してICTの利活用に関する周知や学習機会の提供について検討していきます。また、相談業務におけるオンライン導入等について検討を行います。</p>
-----------	--	---

11	<p>高齢一人暮らし世帯や老々介護世帯をどう支えていくかが中山間地域の包括ケアシステムのカギだと思われます。そのためには「買い物支援」、「移動の支援」、「食事の支援」等は重要課題であり、総合事業の独自サービスとして支援できないものかと考えます。独自サービスの柔軟な制度設計とサービスの多様化を求めたいです。</p>	<p>「買い物支援」「移動支援」「食事の支援」については、第6章第1節5「買物支援」同章同節9「高齢者の移動支援」同章同節4「訪問給食事業」により市一般会計事業として進めますが、これら多様なサービスについて、第4章第1節2「介護予防・生活支援サービス事業」において事業の見直しや創出を含め検討します。</p> <p>〈該当ページ79頁・61頁〉《原案修正 無》</p>
12	<p>国の定めた基準を日光市の実情に合わせて細かく柔軟に基準(人員基準・設備基準等)を緩和し、既存の事業所が多様なサービスをできるようにバックアップしていきける仕組みづくりができないでしょうか。また、保険内で対応するのが法的に難しいサービスについては保険外サービスとして提供できる様な要件に緩和できないでしょうか。</p>	<p>介護保険事業所の人員基準等については、国の基準に「従うべき基準」がありますので、現行制度では難しいと考えます。</p> <p>なお、多様なサービスについては、第4章第1節2「介護予防・生活支援サービス事業」において検討します。</p> <p>〈該当ページ61頁〉《原案修正 無》</p>
13	<p>医療依存度が高い人も利用可能なショートステイや介護医療院を検討してほしい。</p>	<p>第6章第2節2「在宅生活が困難な方のための介護サービスの基盤の整備」とおり、介護医療院の整備を進めます。</p> <p>〈該当ページ85頁〉《原案修正 無》</p>
14	<p>認知症の方が一人で通院する場合、医師との意思疎通が難しいケースがある。ケアマネジャーが同席する場合もあるが、常に同席するのが困難である。</p>	<p>認知症の方の安定的な受診環境の整備につきましては、主治医と介護支援専門員が円滑に連携を図れるよう第7章第1節2「医療と介護関係者の連携の推進」中で、推進の取り組みをとおして、関係者間の相互理解や円滑な連携を図れるよう環境の整備を進めていきます。</p> <p>〈該当ページ90頁〉《原案修正 無》</p>
15	<p>住み慣れた地域で自分らしく最期まで、この事を実現させるには、マンパワーの育成はもちろんの事、医療と介護の連携を築いて行く事が必須だと思います。それには、多職種連携が重要で有り、医療関係者の意識の持ち方、ケアマネのプランの立て方、その他多職種との日ごろからのコミュニケーションの取り方がスムーズな在宅医療への導入になると考えます。</p>	<p>在宅医療や介護を支える関係者の相互理解と円滑な連携のため、第7章第1節2「医療と介護関係者の連携の推進」の中で、関係者間の相互理解や円滑な連携を推進できるよう事業に取り組んでいきます。</p> <p>〈該当ページ90頁〉《原案修正 無》</p>

16	<p>アドバンス・ケア・プランニングについて。市民の関心や理解、また医療や介護の専門職への研修の機会を設けることはできないでしょうか。</p>	<p>第7章第1節1「在宅医療と介護に関する普及啓発の推進」において、「アドバンス・ケア・プランニング」に関する普及啓発を推進するなかで、医療・介護の専門職への研修や、実際に希望を叶えるための具体的な対策等について検討していきます。</p> <p>〈該当ページ90頁〉《原案修正 無》</p>
17	<p>地域の中でのアドバンス・ケア・プランニングの普及は重要だと思います。しかし、関連機関の連携に加え、実際にその希望を叶えるための具体的な対策・方法・手段が明確になっていないと現場で使用できないと思います。</p>	<p>介護者が安全・安心に在宅介護を行えるよう、第7章第3節3「家族介護者支援への取組」を進めます。また、第6章第2節2「在宅生活が困難な方のための介護サービスの基盤の整備」を図っていきます。</p> <p>〈該当ページ95頁・85頁〉《原案修正 無》</p>
18	<p>老老介護の現状と介護者が仕事をしながら介護をしていることについて多くの老人施設が出来、安心して預けられる環境が出来たらと常に考えている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のように内容を追加します。</p> <p>〈該当ページ107頁〉《原案修正有》</p> <p>第8章第3節1「介護給付の適正化」3つ目の■③住宅改修等の点検に次の文を追加します。</p> <p>また、利用者の状態にあった適切なサービスが提供されているかという視点で、専門職等による評価・検証を行うことを検討していきます。</p>
19	<p>住宅改修や福祉用具の利用において適切にサービスが利用されているか作業療法士など専門職で評価・検証することも必要ではないかと考えます。</p>	<p>基本目標5介護保険サービスの充実に“介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居宅サービスや施設サービスの充実を図る”としていますので、機会を捉えて不足するサービスへの参入を働きかけていきます。</p> <p>また、サービスが不足する原因のひとつに、介護職員、特に人員基準上必要な資格を有する人材が不足していることがあげられます。第8章第3節2「介護職員の確保・定着と人材の育成」に努めます。</p> <p>〈該当ページ55頁・108頁〉《原案修正 無》</p>
20	<p>市内に訪問入浴サービス事業所がなくなり、他市の事業所に依存している。当該サービスを必要としている方が利用できない状況となっている。</p>	<p>基本目標5介護保険サービスの充実に“介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居宅サービスや施設サービスの充実を図る”としていますので、機会を捉えて不足するサービスへの参入を働きかけていきます。</p> <p>また、サービスが不足する原因のひとつに、介護職員、特に人員基準上必要な資格を有する人材が不足していることがあげられます。第8章第3節2「介護職員の確保・定着と人材の育成」に努めます。</p> <p>〈該当ページ55頁・108頁〉《原案修正 無》</p>